

静岡市発達障害者支援地域協議会作業部会規約（案）

（設置）

第1条 静岡市発達障害者支援地域協議会設置要綱第6条の規定に基づき設置する作業部会について、下記のとおり定める。

（作業部会）

第2条 発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援及び関係機関のネットワーク整備、支援体制の整備等を検討するため、以下のとおり作業部会を設置する。また、支援の対象者は以下のとおりとする。

（1）乳幼児期・学齢期作業部会

発達障がいを有する者または疑いのある者のうち、生まれてから概ね18歳までの者

（2）成人期作業部会

発達障がいを有する者または疑いのある者のうち、概ね18歳以上の者

（組織）

第3条 作業部会会員は、別表に掲げる者をもって構成する。

（助言）

第4条 作業部会は、静岡市発達障害者支援地域協議会委員から必要な助言や協力を得ることができる。

（進行等）

第5条 作業部会の進行及び、作業部会での検討事項の決定は次のとおりとする。

（1）作業部会の進行は、障害者福祉課が行うものとする。

（2）作業部会での検討事項の決定は、作業部会員の合意によるものとする。

（報告）

第6条 作業部会で決定した事項は、静岡市発達障害者支援地域協議会に報告するものとする。

（相互協力）

第7条 作業部会会員が任務を遂行するための経費等は、作業部会員が負担することとする。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、運営について必要な事項は、協議の上決定する。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 乳幼児期・学齢期作業部会

構成員
当事者団体（静岡県自閉症協会、静岡県LD等発達障がい児・者親の会「きんもくせい」等）
ペアレントメンター
静岡市発達障害者支援センター
静岡市児童発達支援センター
静岡市母子療育訓練センター
子ども未来課
子ども若者相談センター（青少年育成課）
こども園課
子ども家庭課
児童相談所
葵区役所健康支援課、駿河区役所健康支援課、清水区役所健康支援課のうちから1名
特別支援教育センター（学校教育課）
その他作業部会において必要があると認めた者

2 成人期作業部会

当事者団体（静岡県自閉症協会、静岡県LD等発達障がい児・者親の会「きんもくせい」等）
ペアレントメンター
静岡公共職業安定所
清水公共職業安定所
静岡障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター
社会福祉協議会（地域福祉推進センター）
ひきこもり支援センター
静岡市発達障害者支援センター
静岡市基幹相談支援センター
静岡県教育委員会（高校教育課）
地域リハビリテーション推進センター
精神保健福祉課
こころの健康センター
子ども若者相談センター（青少年育成課）
商業労政課
特別支援教育センター（学校教育課）
その他作業部会において必要があると認めた者

